# 甲賀市地域情報基盤(施設等)の 民間移行に関する基本方針

令和7年(2025年)4月策定 (令和7年(2025年)8月改訂) 甲賀市

# 【目次】

第 1	章 事業(	の内容	-
1.	事業名称	ˈs – 2	_
2.	事業目的	<b>5</b> 2	_
3.	事業に至	≦るまでの経緯2	_
4.	地域情報	<b>B基盤整備事業と株式会社あいコムこうかの概要3</b>	-
(	1) 地域情	青報基盤整備事業の概要 3	_
(	2) 株式会	会社あいコムこうかの概要 6	_
第 2	章 甲賀	市地域情報基盤(施設等)民間移行事業の概要 6	-
1.	全体スケ	rジュール(要点) 6	-
2.	民間移行	<del>]手法 − 6</del>	-
(	1) 地域情	青報基盤施設の譲渡及び譲渡条件 6	-
(	2) 株式会	会社あいコムこうか株式の譲渡及び方法 7	_
(	3) 株式会	会社あいコムこうか株式の譲渡に関する条件 7	_
(	4) 地域情	青報基盤施設の譲渡及び株式会社あいコムこうか株式の譲渡の関係 8	-
(	5) 移行に	こ要する費用 8	-
(	6) 本市の	の株式会社あいコムこうかに対する委託業務等の取り扱い 8	_
3.	民間移行	<b>〒後の事業における遵守事項11</b>	-
(	1) 株式:	会社あいコムこうかの利用者へのサービス水準 11	-
(	2) 株式:	会社あいコムこうかの役員及び従業員の処遇 11	-
(	3) 本市(	による利用(行政利用)11	-
(	4) 地域(	情報基盤施設管理等に係る敷地使用料等の支払い 12	_
(	5) 音声	放送端末機の廃止及び期間限定対応 12	_
4.	連絡先	– 12	. –

#### 第 1 章 事業の内容

# 1. 事業名称

甲賀市地域情報基盤(施設等)民間移行事業

#### 2. 事業目的

甲賀市の重要な情報インフラである地域情報基盤施設と、関連する第三セクター (株式会社あいコムこうか)を含む、地域情報基盤全体について、「①市民の情報通信環境の向上、②株式会社あいコムこうかの発展、③本市の持続可能な運営」に向け、令和9年4月1日(予定)に下記により民間移行を実現することを目的とする。

- ◎地域情報基盤施設の第三セクター(株式会社あいコムこうか)への譲渡
- ◎第三セクター(株式会社あいコムこうか)の筆頭株主の交代 (市持株(大部分)の民間電気通信事業者への譲渡)

# 3. 事業に至るまでの経緯

甲賀市(以下「本市」という。)では、平成23年度より地域情報基盤整備事業を開始し、市内全域に光ファイバーケーブルの整備や、関連する第三セクター(株式会社あいコムこうか)との連携により、光インターネットサービス、ケーブルテレビ、IP電話及び音声放送端末機による情報伝達の仕組みを確立した。

これにより、市内全域で高速ブロードバンドによるインターネット利用や、地上デジタル放送の視聴が可能となる他、緊急地震速報やJ-ALERT等の安全安心情報の伝達も可能となった。

一方で、地域情報基盤整備事業は、光ファイバーケーブルや設備機器、音声放送端 末機等の老朽化に伴い、今後、多額の機器更新に係る負担の発生が見込まれる他、利 用者ニーズの変化や急速な技術革新にも対応が必要となる等の課題も抱えている。

このことに関し、総務省では、令和2年5月8日に「公設光ファイバーケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドライン(総務省・総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課・ブロードバンド整備推進室)」を公表し、基本的な考え方を示しているところである。

本市では、上記の総務省ガイドラインを踏まえ、本市の地域情報基盤施設の今後のあり方について令和4年度に、市民・有識者等による「甲賀市地域情報基盤のあり方審議会」を開催し、諮問した結果、『「地域情報基盤施設の管理に精通した民間通信事業者(第三セクター(株式会社あいコムこうか含む)」に譲渡する方法」が、甲賀市の財政負担を抑えることができ、市民ニーズに柔軟に対応ができる方法である』との答申がなされた。

本市としては、上記の答申を踏まえ、令和5年度より地域情報基盤施設の民間移行 について検討を開始したが、一方で、株式会社あいコムこうかは、その検討の方向性 に大きく左右されることから、地域情報基盤施設と株式会社あいコムこうかを一体的に検討を深めていくことが重要と判断し、「①市民の情報通信環境の向上、②株式会社あいコムこうかの発展、③本市の持続可能な運営」に向け、令和6年12月に、株式会社あいコムこうかの今後を含む地域情報基盤全体の民間移行を令和9年4月1日(予定)に実施する方向性を定めた。

# 4. 地域情報基盤整備事業と株式会社あいコムこうかの概要

#### (1) 地域情報基盤整備事業の概要

- ①目的
  - ・地域情報ネットワーク網を活用し、人の絆・地域力の向上
  - ・有事の際における、初期情報伝達手段の一元化、防災体制の強化

#### ②整備内容

- ・市内全域に市独自の光ファイバー網を整備
- ・音声放送端末機を各戸に設置、市内各所に屋外拡声器を設置
- ・株式会社あいコムこうか(旧市内通信事業者が統合設立)による各種情報サービスの展開
- ・市独自の地域情報サービスの実施(地域情報番組・危険箇所監視カメラ等) (※整備した光ファイバー網や機器等は、市の所有となっている)
- ③地域情報基盤の利用(活用)形態



#### ④幹線整備

· 平成 2 3 年度着手 → 2 8 年度終了 (面整備)

#### ⑤総事業費

- ·平成23年度~28年度(当初整備) 約40億円
- ⑥施設(設備)概要

【施設状況(令和6年4月1日現在)】

- ○光ファイバー幹線網
- ○光ドロップケーブル引込線(各戸への引込線)



(地域情報基盤イメージ図)

約900km

約1,500km

- ○通信局舎(センター1施設・サブセンター4施設)
  - 20,902台

○音声放送端末機設置数

○屋外拡声器

229箇所

(音声放送端末機)

○危険箇所等監視カメラ

30箇所

5箇所

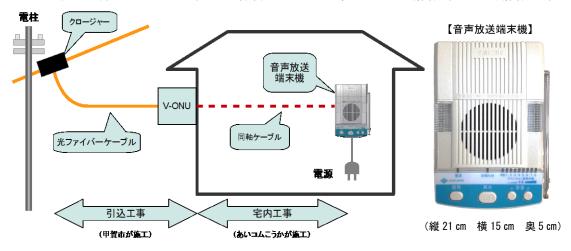


- ⑦地域情報基盤を活用した「音声放送端末機」
  - ○音声放送端末機とは

(危険箇所等監視カメラ)

- ・甲賀市地域情報基盤管理規則に基づき、1世帯につき1台設置
- ・緊急放送や安全安心情報、市や地域からのお知らせ等を無料で放送
- ・株式会社あいコムこうかの有料サービスで、おくやみ情報等の生活情報を放送

(通信局舎(設備機器))



- ○音声放送端末機の放送内容
  - ・緊急地震速報、J-ALERT情報、避難勧告、特別警報等の緊急的情報を 最大音量で放送(屋外229箇所に設置した拡声スピーカーと一緒に放送)
  - ・安全安心情報、生活情報、火災情報等の注意情報を通常音量で放送
  - ・地域コミュニティ推進を目的に、ページング放送により、区・自治振興会等

が地域内限定で情報を放送 (ページング利用件数:月100件程)

- ○音声放送端末機の機能
  - ・緊急放送時は大型ランプが点滅し、自動的に最大音量で放送
  - ・内蔵されている乾電池により、停電時も放送を受信可能
  - ・ 5 件分の放送を録音・再生可能
  - ・3局のFM放送受信により、大規模災害時における臨時放送の受信が可能
- ○音声放送端末機の設置状況
  - ・令和6年4月1日現在、20,902件(55%)の設置

선생 시대	世帯数 (R6. 3. 31)	音声放送			
地域		無料	有料付	計	割合
水口地域	17, 787	5, 499	2, 531	8, 030	45%
土山地域	2, 950	406	1, 696	2, 102	71%
甲賀地域	3, 655	622	2, 083	2, 705	74%
甲南地域	8, 581	4, 041	835	4, 876	57%
信楽地域	4, 855	825	2, 364	3, 189	66%
甲賀市(計)	37, 828	11, 393	9, 509	20, 902	55%

#### ⑧地域情報基盤を活用した行政放送

- ○市情報番組(株式会社あいコムこうかへ放送委託)
  - 「きらめきこうか」
  - ・「議会中継(112ch)」
    - …市議会会期中における中継LIVE(本会議、各委員会)





- ○データ放送(株式会社あいコムこうかを経由して放送)
  - ・市からの情報
    - …市事業・イベント情報
  - ・「お誕生・おくやみ情報」
  - ・その他情報
    - …地域イベント情報
  - ・ライブカメラ
    - …市内18箇所の河川等ライブ映像



(データ放送画面)

#### (2) 株式会社あいコムこうかの概要

○法 人 名 株式会社 あいコムこうか

○所 在 地 滋賀県甲賀市土山町北土山1715番地

○設立年月日 平成23年12月1日

○資本金 30,000千円

○業務内容 ・放送法による放送事業

・電気通信事業法による電気通信事業

・地域コミュニティの育成及び安全安心のまちづくりに寄与 する放送事業並びに電気通信事業

・公共からの告知事項の伝達放送及び広報事項の放送 他

※株式会社あいコムこうか 公式ホームページ https://www.aicom-koka.jp/about/

# 第2章 甲賀市地域情報基盤(施設等)民間移行事業の概要

#### 1. 全体スケジュール(要点)

○ 令和7年度下期~ 市持株譲渡手続きの開始

○ 令和8年度上期~ 譲渡先の選定、基本協定締結

○ 令和8年度下期~ 株式会社あいコムこうか取締役会(地域情報基盤施設の

買取承認、市保有株式の譲渡承認)、譲渡仮契約締結

○ 令和8年12月 市議会での財産処分提案、譲渡本契約締結

○ 令和9年 4月 — ■地域情報基盤施設は株式会社あいコムこうかへ移管

- ■株式会社あいコムこうかは、民間電気通信事業者が筆 頭株主である会社としてスタート

(注記) 上記は予定であり、状況等により変更となる場合もあります。

#### 2. 民間移行手法

本市は、下記のとおり、地域情報基盤施設を株式会社あいコムこうかへ譲渡し、かつ、保有する株式会社あいコムこうかの株式の大部分を民間電気通信事業者へ譲渡し、 筆頭株主を市から民間電気通信事業者に交代することで、地域情報基盤全体の民間移 行を実現するものとする。

#### (1) 地域情報基盤施設の譲渡及び譲渡条件

本市は、本市が所有する地域情報基盤施設を株式会社あいコムこうかに譲渡する。地域情報基盤施設の譲渡に関する条件は次のとおりとする。その詳細は、今後作

成する「(仮称) 甲賀市地域情報基盤施設譲渡契約書」において示す。

① 譲渡対象範囲

光ファイバーケーブル及び各種機器類

(注記) 音声放送端末機、屋外拡声器、危険箇所等監視カメラは含みません。

② 譲渡価格

譲渡価格は事業譲渡時点(令和9年4月1日予定)における簿価相当額とする。

③ 契約不適合責任

譲渡対象資産に契約不適合が発見された場合、譲受人は速やかに本市に通知するものとする。

本市は、譲渡日から1年を経過するまでに上記通知を受けた時は、契約不適合の修補又は当該契約不適合により譲受人に生じた損害について補償するものとする。

#### (2) 株式会社あいコムこうか株式の譲渡及び方法

本市は、本市が保有する株式会社あいコムこうか株式200株のうち大部分を、公平・公正が担保される手法で選定され、かつ本市との間で基本協定を締結した民間電気通信事業者に譲渡する。

#### (3) 株式会社あいコムこうか株式の譲渡に関する条件

株式会社あいコムこうか株式の譲渡に関する条件は次のとおりとする。その詳細は、今後作成する「(仮称) 甲賀市株式譲渡契約書」において示す。

譲渡価格

譲渡価格は、選定された民間電気通信事業者が提案書において提案した1株あたりの価格(但し、市が定めた最低提案価格以上の価格に限る。)とする。

② 株式譲渡人の賠償責任

株式譲渡人は、株式譲渡契約上の義務に違反した場合、かかる事由に起因して 譲受人又は株式会社あいコムこうかが被った損害等を譲受人又は株式会社あい コムこうかに対して補償又は賠償(株式会社あいコムこうかによる本件譲渡後の 行為のみに起因するものを除く。)する。

但し、損害等に対する補償及び賠償の累計金額は、株式譲渡代金に相当する金額の100%を上限とする。また、株式譲渡日から5年を経過するまでの期間内に譲受人が上記の補償及び賠償を請求しない時は、譲渡人は上記の補償及び賠償の責任を負わない。

#### ③ 表明保証及び誓約事項

本市は、株式会社あいコムこうかに対して、民間電気通信事業者の公募期間中に経営状況、財務状況等が著しく変動しないようにするため、一定の表明保証を

求め、誓約事項を遵守させるものとする。

### (4) 地域情報基盤施設の譲渡及び株式会社あいコムこうか株式の譲渡の関係

本市による株式会社あいコムこうかへの地域情報基盤施設の譲渡及び民間電気通信事業者による株式会社あいコムこうか株式の譲受けは同時(令和9年4月1日 予定)に行われるものとし、一方が実施されないときは、他方の譲渡の効力は生じないものとする。

#### (5) 移行に要する費用

地域情報基盤施設の譲渡及び株式会社あいコムこうか株式の譲渡を含む民間移 行に要する費用は、通常予測しえない事情による費用を除き、民間電気通信事業者 及び株式会社あいコムこうかが負担するものとする。

通常予測しえない事情により生じた費用については、本市と民間電気通信事業者 及び株式会社あいコムこうかは協議のうえ、その負担者及び割合を定める。

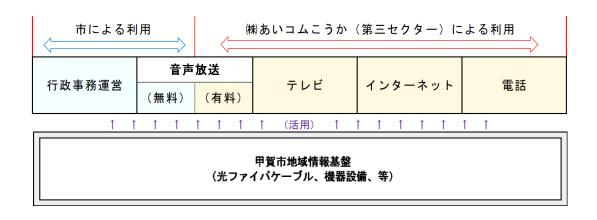
# (6) 本市の株式会社あいコムこうかに対する委託業務等の取り扱い

現在、本市が株式会社あいコムこうかに対して委託をしている音声放送端末機や 屋外拡声器及び災害時危険個所撮影監視カメラの管理運営業務等については、継続 していくことを予定する。

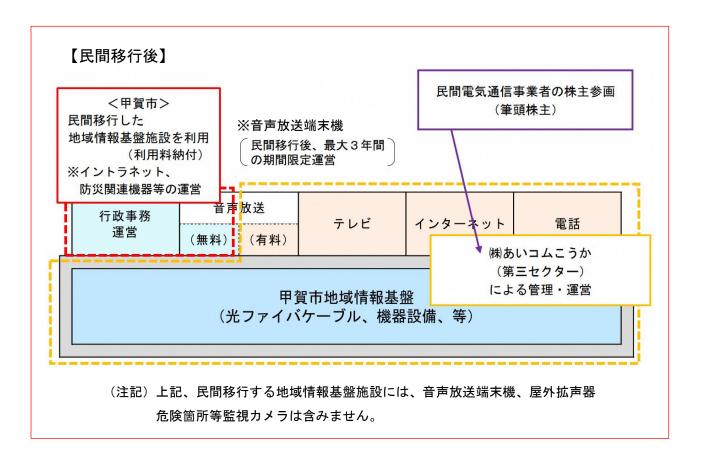
# (参考) 地域情報基盤全体の民間移行イメージ

#### ※市、㈱あいコムこうか、民間電気通信事業者のみ表示

#### 【現状】







# (参考) 民間移行となる施設の範囲



# 

# ※民間移行した地域情報基盤施設を甲賀市が利用(利用料納付)

●行政運営に係るイントラネット (ネットワーク)



助災・安心安全等に関する「屋外拡声器、災害時危険個所撮影監視カメラ」



●音声放送端末機 (最大3年間の期間限定運営)

#### 3. 民間移行後の事業における遵守事項

1. に定める移行が完了した後、民間電気通信事業者は株式会社あいコムこうかの 筆頭株主となり、株式会社あいコムこうかを通じて地域情報基盤施設を管理支配する。 そのため民間通信事業者は筆頭株主としての裁量、費用及び責任の下、自ら及び株 式会社あいコムこうかを通じて、提案書及び下記の項目を遵守し、地域情報基盤施設 運営事業を行うものとする。

これらの詳細は、今後作成する「(仮称)甲賀市地域情報基盤民間移行に関する基本協定書」(以下、「基本協定書」という。)において示す。

#### (1) 株式会社あいコムこうかの利用者へのサービス水準

民間移行後、民間電気通信事業者が筆頭株主である株式会社あいコムこうかは、 ケーブルテレビ、インターネット、IP電話のサービスの提供を将来にわたって甲 賀市全域で継続するものとする。

また、現在のサービス水準(利用料含む。)を事業移行日から一定の期間(以下「現行サービス期間」という。詳細の内容は基本協定書において示す。)維持するものとする。

但し、サービス水準の向上に係る提案書に記載したサービス及び新たなサービス を提供することは妨げない。

なお、現行サービス期間中に、サービス提供の全部又は一部を断念せざるを得なくなった場合には、基本協定書に基づき、本市に速やかに報告し協議をするものとし、本市が承諾した場合に限り、実行することができる。

#### (2) 株式会社あいコムこうかの役員及び従業員の処遇

民間移行後の株式会社あいコムこうかの役員の選解任は、筆頭株主としての株式 保有割合に基づく会社法上の権限により民間電気通信事業者の判断とする。

一方、従業員については、雇用及び移行時の雇用条件の維持・向上に努めるものとする。但し、移行時に定めのない事項に関して就業規則等に定めを置くこと及び 法令等の定めに従って変更をすることは妨げない。

### (3) 本市による利用(行政利用)

民間移行後、民間電気通信事業者が筆頭株主である株式会社あいコムこうかは、 本市に対し、現状と同等の範囲で地域情報基盤施設を利用させ、使用料等を徴収するものとする。

#### (4) 地域情報基盤施設管理等に係る敷地使用料等の支払い

民間移行後、民間電気通信事業者が筆頭株主である株式会社あいコムこうかは、 本市を含む関係者に対し、本市所有の資産上に敷設されている地域情報基盤施設に 関する使用料等を支払うものとする。

#### (5) 音声放送端末機の廃止及び期間限定対応

民間移行において、本市は、令和9年3月31日をもって音声放送端末機に関する新規の受付を停止し、期間限定対応を経て、最長で令和12年3月31日をもって音声放送端末機を廃止する。

そのため、最長で令和12年3月31日までは、民間電気通信事業者が筆頭株主である株式会社あいコムこうかは、当該機器等の維持管理業務を実施するものとする。

### 4. 連絡先

甲賀市役所 総合政策部 情報政策課 地域情報基盤管理室

住 所:滋賀県甲賀市水口町水口6053番地

TEL: 0748-69-2111FAX: 0748-69-2299

電子メ ー ル ア ド レ ス: koka10043000@city.koka.lg.jp

ホームページアドレス: https://www.city.koka.lg.jp/